

令和7年10月3日
総務部職員課

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を活用することにより、複雑・高度化する行政課題への対応を図るため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項に基づく任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の採用制度を導入することに伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 題名の改正

特定任期付職員の給与に関する特例を定めるため、条例の題名を「江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改正する。

(2) 特定任期付職員の採用

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、特定任期付職員を選考により任期を定めて採用することができることとする。

(3) 特定任期付職員の給与に関する特例

ア 特定任期付職員には、特定任期付職員給料表を適用することとする。

号給	給料月額
1	392,000円
2	433,000円
3	483,000円
4	544,000円
5	614,000円
6	697,000円
7	789,000円

イ 特定任期付職員の号給を、号給別基準職務表に従い、特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに格付けることとする。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

ウ その他特別の事情がある場合の給料月額の算定方法、江東区職員の給与に関する条例の適用に係る読替え及び適用除外に関する規定を定める。

3 施行期日

令和7年11月1日

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>(加える)</p> <p>第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p>	<p>江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p>

(任期の更新)

第5条 任命権者は、第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合は、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(加える)

(任期の更新)

第5条 任命権者は、第2条各項又は第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合は、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

(加える)

第7条 特定任期付職員に対する江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条の2第1項及び第2項、第25条、第27条第2項、第27条の4第2項並びに第27条の7第1項の規定の適用については、同条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年10月江東区条例第41号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、同条例第21条の2第1項及び第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第25条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、同条例第27条第2項ただし書中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、同条例第27条の4第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92.5」と、同条例第27条の7第1項中「第11条の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(江東区職員の給与に関する条例の適用除外)

(給与条例の適用除外)

(加える)

第8条 給与条例第6条、第7条、第10条から

第6条 江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号）第7条第2項の規定は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

（特別区人事委員会規則への委任）

第7条 第2条及び第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

（加える）

（加える）

第13条まで及び第13条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 給与条例第7条第2項の規定は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

（特別区人事委員会規則への委任）

第9条 第2条各項又は第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに第2条第2項又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

別表第1（第6条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>392,000</u>
<u>2</u>	<u>433,000</u>
<u>3</u>	<u>483,000</u>
<u>4</u>	<u>544,000</u>
<u>5</u>	<u>614,000</u>
<u>6</u>	<u>697,000</u>
<u>7</u>	<u>789,000</u>

別表第2（第6条関係）

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
<u>1</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務</u>

<u>2</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
<u>4</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
<u>6</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
<u>7</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。